

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十二号） 一

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

本則による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 後	改 正 前
<p>(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正等)</p> <p>第七條の三 法第七十三条の二第四項に規定する総務省令で定める事項は、<u>仕上部分の程度とする。</u></p> <p>2 法第七十三条の二第四項の規定による建物の区分所有等に関する法律 (昭和三十七年法律第六十九号) 第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分 (以下この条及び次条において「<u>専有部分</u>」という。) の床面積の割合の補正は、当該割合に、次の各号の算式により計算した数値 (当該各号の二以上に該当する場合) は、<u>それぞれの数値を加えた数値</u> に一を加えた数値を乗じて行うものとする。</p> <p>一 専有部分の天井 の高さに差違がある場合</p> <p>((家屋の評価額一専有部分に係る評価額の合計額) / 家屋の評価額一専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額) / 家屋の評価額) × 天井 の高さの差違に応ずる数値</p> <p>二及び三 略</p> <p>3 前項各号の算式において、家屋とは専有部分の属する家屋 (建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項及び次項</p>	<p>(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正)</p> <p>第七條の三</p> <p>① 法第七十三条の二第四項の規定による建物の区分所有等に関する法律 (昭和三十七年法律第六十九号) 第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合の補正は、当該割合に、次の各号の算式により計算した数値 (当該各号の二以上に該当する場合) においては、<u>それぞれの数値を加えた数値</u> に一を加えた数値を乗じて行うものとする。</p> <p>一 専有部分の天井ようの高さに差違がある場合</p> <p>((家屋の評価額一専有部分に係る評価額の合計額) / 家屋の評価額一専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額) / 家屋の評価額) × 天井ようの高さの差違に応ずる数値</p> <p>二及び三 略</p> <p>2 前項各号の算式において、家屋とは専有部分の属する一棟の建物 (建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下本項 及び次項</p>

において「家屋」という。)をいい、天井の高さの差違に應ずる数値とは専有部分に係る天井の高さと当該家屋の専有部分に係る天井の平均の高さとの差違のメートル数(一メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。)に〇・一を乗じて得た数値をいう。この場合において、専有部分に係る天井の高さが当該家屋の専有部分に係る天井の平均の高さよりも低い場合には、当該数値は、負数とするものとする。

4| 第二項の補正は、当該家屋の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。)の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に應じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る固定資産税について第十五条の三第三項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

(法第七十三条の二第五項の専有部分の床面積の割合の補正等)

第七条の三の二 法第七十三条の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2| 第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第七十三条の二第五項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全て

において「家屋」という。)をいい、天井のような高さの差違に應ずる数値とは専有部分に係る天井のような高さとの差違に應ずる天井の平均の高さとの差違のメートル数(一メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。)に〇・一を乗じて得た数値をいう。この場合において、専有部分に係る天井のような高さの差違に應ずる天井の平均の高さよりも低い場合には、当該数値は、負数とするものとする。

3| 第一項の補正は、当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井のような高さ、附帯設備の程度等の差違に應じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例の定めるところによつて道府県知事に申し出た場合において道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法によつて行なうことができる。ただし、当該家屋に係る固定資産税について第十五条の三第三項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法によつて行なうことができる。

の専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3| 法第七十三条の二第五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

$$\frac{\text{人の居住の用に供する専有部分の床面積} \times \{100 + (10/39)\} \times (\text{人の居住の用に供する専有部分が所在する階} - 1)}$$

4| 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第四項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

5| 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道

府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第五項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認められるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

(政令第三十六条の三第一項第六号の施設)

第七条の三の三 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の四 略

2及び3 略

(法第三百五十二条第一項の割合の補正等)

第十五条の三 略

2 第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第三百五十二条第一項に規定する建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の割合の補正について準用する。

3 前項の補正は、当該家屋の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差

(政令第三十六条の三第一項第六号の施設)

第七条の三の二 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 略

2及び3 略

(法第三百五十二条第一項の割合の補正等)

第十五条の三 略

2 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第一項に規定する建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の割合の補正について準用する。

3 前項の補正は、当該家屋の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差

違に^レ応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る不動産取得税について第七条の三第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、当該補正の方法により行うことができる。

(法第三百五十二条第二項の割合の補正等)

第十五条の三の二 略

2 第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第三百五十二条第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 略

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に^レ応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、当該補正の方法により行うことができる。

違に^レ応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る不動産取得税について第七条の三第三項の規定により道府県知事が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、当該補正の方法により行うことができる。

(法第三百五十二条第二項の割合の補正等)

第十五条の三の二 略

2 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 略

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に^レ応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法による^レことが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第五項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

附則

（法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2～7 略

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十四項及び次条において

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

附則

（法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2～7 略

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十四項及び次条において

「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車

であることが記載されていること。

9～13 略

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車

であることが記載されていること。

15～22 略

(法附則第十二条の二第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二第二項第一号イに規定する乗用車で

総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化

「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9～13 略

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15～22 略

(法附則第十二条の二第二項のガソリン自動車等)

第四条の五

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準三パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 法附則第十二条の二の二第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

① 法附則第十二条の二の二第二項 に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準三十一パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4) 24) 略

25) 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車

であることが記載されていること。

26) 及び 27) 略

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年燃費エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 略

2 略

2) 22) 略

23) 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

24) 及び 25) 略

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年燃費エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 略

2 略

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の二百十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準百十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 略

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 略

費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること

6| 法附則第十二条の二の四第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

7| 5| 10| 略

11| 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十 を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車 であることが記載されていること

12| 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十二條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項

5| 法附則第十二条の二の四第二項第二号 に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

6| 5| 9| 略

10| 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車 であることが記載されていること

11| 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十二條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項

2
略
の登記をしていないもの（次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」又は「特定一般財団法人」という。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の四第二項の規定を適用する。

2
略
の登記をしていないもの（次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」又は「特定一般財団法人」という。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の三第二項の規定を適用する。